

平成24年4月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成24年4月6日(金)

2 場 所 南別館3階委員会室

3 開始時間 午前13時50分

4 終了時間 午前15時20分

5 出席者

小西委員長・瓦田委員長職務代理者・堀内委員・島津委員・酒匂教育長

その他の出席者

池田教育部長・福永教育総務課長・清水学校教育課長・奥田スポーツ振興課長・蔵満スポーツ振興課副主幹・茶藪生涯学習課長・山下高城教育課長・渋谷教育総務課副課長・東教育総務課主幹

6 会議録署名委員

瓦田委員・堀内委員

7 開会

○小西委員長

それでは、ただいまより4月の定例教育委員会を開催いたします。皆様のご協力をお願いいたします。

8 前会議録の承認

○小西委員長

平成24年3月定例教育委員会会議録につきましては、既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容についてご異議ございませんか。

(異議なし)

○委員長

ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。

9 会議録の署名委員の指名

○委員長

本日の会議録の署名委員に都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、瓦田委員・堀内委員にお願いします。

10 教育長報告

3月定例教育委員会以降の行事等について概要報告(主要なもの)

(1) 着任式・始業式について

着任式を4月3日に実施し、昨日4月5日に市内54校の第1学期の始業式を行ったところである。すばらしいスタートが切れたと思う。着任式は、89名の市外からの転入者を迎えるの式であった。転入の皆さんには、都城を好きになってほしいという話をさせていただいた。新任の校長が6名、新任の教頭が3名、新任教職員が10名、新しい仲間に加わっていただいた。都城を知ってもらうため、美術館や島津邸を見学してもらった。どの先生方も、都城に来てよかったという表情をされていたので、今後期待していいと思う。

「教育は人なり」とよく言われる。教育内容や教材はいろいろと工夫できるが、人の存在が一番大切である。適材を得て、市の教育が益々活性化し水準が上がることを期待している。新しいスタートを切るにあたり、お互いに気を引き締めて事に当たっていききたい。

(2) 武道教育について

3月議会で武道の指導について取り上げられた。特に柔道の事故の問題。都城市では、18校の中学校のなかで柔道を選択している学校が12校あり、剣道が4校、弓道が2校である。とりわけ柔道は首の怪我・事故が目立つということで、全国的に心配されている。どのような対策を講じるかが大切である。平成21年度からの3カ年で中学校と高校の武道指導者研修が行われた。その研修に都城の体育の先生をすべて参加させたところである。また、来月5月に、武道安全対策研修会を都城独自で開催する予定である。中体連と連携して武道連盟の協力を得ながら対応していきたいと思う。柔道の指導も含め武道に言えることだが、段階的な指導をしていかないと大きな事故につながるので学校への指導を徹底したい。都城から事故が起これないように、万全の対策をとりたい。武道連盟との連携が今後強まると思うので、積極的な連携を取っていききたい。

(3) 教育委員会の新年度の体制について

先ほど、教育委員会事務局職員との対面式を行った。池田部長を中心にしながら、このスタッフが学校教育、社会教育、ひとづくりも含め、この戦力である所存である。スタッフは都城市教育委員会全体で133名いる。昨年からすると50名の人員の入れ替えがあった。すばらしいスタートが切れたと思う。私はこの職員たちと生活を共にしている。議会等でいろいろな問題が出てきても、職員にはすばやく的確に処理をしていただいております。大変心強く思う。これらの職員に対して教育委員の皆さまにもどうかご指導いただくようお願いする。

○委員長

ただいまの教育長の行事報告について何か御質問等はございませんか。

○島津委員

2点目の武道の件について、いろいろと報道されていて懸念しています。3年間の研修を行っているということですが、事故がないのが第一だと思います。子ども同士でふざけて少し技を覚えて技をかけて怪我をすとか、じゃれあいによる事故も一つのリスクかなと思う。少し技を覚えてふざけ合って、突然起こる事故が怖い。遊びで子ども同士でやるというのは徹底していただきたい。

○教育長

学習指導以前の問題として、生活指導も含め、いい加減な態度で学習に臨むべきではないという徹底した指導をお願いしていきたい。受身から指導を始めるとか、そういう方法で学校も指導していくと考えています。いまの学習以前の問題についても先生方に話をしておきたいと思えます。

○瓦田委員

武道については、私も現職の頃怖い思いをしたことがあります。私は指導はしませんでした、非常に危ない、危険だと感じることもありましたが。教育長が言われたように段階を踏むという中に、今回武道教育が入ってきたのは、武道の精神を子どもたちに教えるためではないかと思えます。そのへんのところも強調して指導してほしい。事故や怪我の起こった場面を子どもたちに見せることも大事だと考えます。なにかそういうDVD等の教材があるんじゃないかと思う。武道を教える段階の中でそういうものを見せるのも大事だと思います。

○委員長

限られた授業時間数の中ではありますが、そういうことは必要だと思います。運転免許更新時の交通安全講習に事故現場のスライド等をよく使われますが、怖さを知るうえでも大変大事なことでと考えます。

○教育長

安全指導の面についても学校に指導していきたいと思います。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

1.1 議事

○委員長

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、報告15件、議案1件です。

報告第1号「臨時代理した事務の報告及び承認について（定期人事異動について）」を審議します。説明をお願いします。

※教育部長より説明

○委員長

何かありませんか。

○瓦田委員

平成24年度の新規採用職員は何名ですか。

○教育総務課副課長

消防職員も含めて、28名だったと思います。

○瓦田委員

わかりました。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

○委員長

それでは、報告第1号は報告通り承認します。

次に報告第2号「専決処分した事務について（平成23年度都城市教育委員会名義後援について）」及び報告第3号「都城市立小中学校PTA雇用職員補助金交付要綱の全部を改正する告示の制定について」を審議します。説明をお願いします。

※教育総務課長より説明、教育部長より補足説明

○委員長

何かご質問等ありませんか。

○瓦田委員

市の学校事務嘱託職員とPTA雇用事務職員の仕事内容の区分は、どこの学校でもなされているのですか。学校事務とPTA事務を明確に区分している学校やそうでない学校もあり、学校ごとに取扱いが違うような気がしております。状況を把握して、公平になるような指導も必要かと思えます。

○教育部長

関係資料の中に「学校事務嘱託職員の業務の追加」というものがあります。読み上げますと、この交付要綱の改正に伴い、平成24年度から市学校事務嘱託職員の業務の一部に、PTA事務

(PTA会計事務、現金等の取扱いを除く)の一部補助を加えることとします。それから同じ資料に「市補助金の交付条件」というものがあり、PTA雇用職員がPTA事務(購買部業務含む)の他、学校事務の一部を担当することが条件となります。PTA事務(購買部業務等)だけでは、補助対象となりません。つまり同じ事務室にいらっしゃれば、実態としてPTA雇用の事務職員も学校の管理運営に関する仕事、例えば校長にかかってきた電話を取ったりしてると思います。また、市の学校事務嘱託職員もPTA総会等で忙しい時期など総会資料の印刷の手伝いをしていると思います。これまでは、市の学校事務嘱託職員はPTA事務を行えないというバリアがあったんですけど、このような要綱の改正をすることによって相互協力ができるようになったということです。校長先生方やPTA会長さんに学校事務嘱託職員の仕事の区分が緩やかになり、やりやすくなったという話はいただいたところです。ただし、PTAの給食費の未収対策等、とりわけ現金等を取り扱う仕事はできない旨お話ししてあります。

○委員長

その他何かありませんか。

○堀内委員

名義後援についてですが、むつみ会について教えていただきたいのですが。

○教育総務課長

日本舞踊の文化団体です。日本舞踊の発表会をされて、収益の一部を寄付される等されたというものです。基本的に営利目的の催しについては、名義後援はいたしません。営利が発生する催しについては、名義後援依頼申請の際に収支予算書を添付してもらい、利益の一部をチャリティーにすること等を確認しながら対応しております。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは、報告第2号及び報告第3号は報告通り承認します。

次に、報告第4号「臨時代理した業務の報告及び承認について(平成24年度学校事務の効率化に関する共同実施主任の発令について)」、報告第5号「臨時代理した業務の報告及び承認について(スクールアシスタントの委嘱について)」、報告第6号「臨時代理した業務の報告及び承認について(事務主任の発令について)」、報告第7号「臨時代理した業務の報告及び承認について(学校医・学校歯科医の一部変更について)」、報告第8号「都城市教育資金融資取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、報告第15号「臨時代理した業務の報告及び承認について(平成24年度都城市教育委員会指定研究校の指定について)」及び議案第1号「平成24年度都城学校教育ビジョンについて」を審議します。

説明をお願いします。

※学校教育課長より説明

○委員長

何かありませんか。

○島津委員

報告第5号のスクールアシスタントについてですが、1人のスクールアシスタントに2つの学校を任せるといのはどうなのか理由を聞かせてください。

○学校教育課長

今年度のスクールアシスタントについては、すべて再任の方で昨年に引き続いてお願いしているものです。2校を担当されているスクールアシスタントも素晴らしい方ですし、勤務日数も1

校あたり年間90日ということで、他に仕事をされていないという事情もありお願いしているところでは。

○堀内委員

他のスクールアシスタントの倍の報酬があるということですか。

○学校教育課長

そうです。

○瓦田委員

年間180日の勤務ということですね。

○学校教育課長

1校につき約38万円程度ですから、その方については75万円くらいになります。

○堀内委員

もし、2校同時に問題が起こった時に対応が難しいのではないですか。

○学校教育課長

たしかに大変な業務ではありますが、1人ですべての問題を解決するというわけではなく、学校の中にも教育相談担当や生徒指導担当がおり、それらの職員のアシスタントをするのがスクールアシスタントであります。教師とはまた違う、第三者的なお母さんの関わりを持つということで子どもが話しやすい状況を作っていくのが主な業務で、全てスクールアシスタントにお願いするというものではありません。学校と連携して業務を遂行していると解釈しています。

○委員長

旧4町の学校にはスクールアシスタントはいらっしゃらないのでしょうか。

○学校教育課長

市内では7校だけです。どちらかというと大規模校です。これまでも、不登校生徒が多いとか、そういうことを勘案しながら配置されています。

○委員長

今後、旧4町の学校にも配置される予定があるのか、お尋ねします。

○学校教育課長

スクールアシスタントの配置は、県で何人そして都城北諸地区で何人という枠があります。もちろん、市単独で予算を確保していけばできるかもしれませんが、現状の中では厳しいところでは。

○委員長

7校以外の中学校からスクールアシスタントについて要望とか意見等はありませんか。

○学校教育課長

あります。スクールアシスタントを活用したいので、うちにも来ていただけないか等の要望はあります。

○委員長

今後とも善処いただけるようお願いします。その他何かありませんか。

○島津委員

報告第4号の件で、共同実施主任を置くことで学校にとって実際どのような効果があるのか教えてください。

○学校教育課長

学校によっては、旅費の書類を作るのに1人の事務職員しかいないので、チェック体制が働かなかったりする場合があります。定期的に地区ブロックごとの事務担当者が集まりまして、共同

でチェックを行う等、トータルとして学校事務のいい面を広げていきたいということで共同実施主任を置いているところです。全て事務主幹に発令しており、経験の浅い職員だけではなかなかうまく学校事務が行えないケースにおいて、ベテランがカバーをするという体制がとれます。

○瓦田委員

都城学校教育ビジョンの中で、学力向上委員会というものがありますが内容を教えてください。

○学校教育課長

調べまして分かり次第お知らせします。

○委員長

ビジョンの中で「たくましいからだ」、「すぐれた知性」、「豊かな心」、「ふるさと教育」の4つの項目がありますが、学校によって順序がいろいろです。どれも大事なことなので、同時に一つと考えるとよろしいんですね。

○学校教育課長

すべて大事なことなので、順番をつけることは難しいと思います。どこに重点を置くか、各学校で決められていくと考えております。

○委員長

私も全て大事であると思います。他に何かないですか。

それでは、報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号は報告通り承認し、議案第1号は提案通り決定します。どうもありがとうございました。

次に報告第9号「臨時代理した業務の報告及び承認について（スポーツ推進委員の委嘱について）」を審議します。

説明をお願いします。

※スポーツ振興課長より説明

○委員長

ご質問はありませんか。委嘱を受けた全員の方が委嘱式に出席されましたか。

○スポーツ振興課副主幹

45名の方に委嘱し、8名の方が所用のため欠席でした。

○瓦田委員

新任が7名いらっしゃいますが、前任の方々のご自分から辞められたのですか。

○スポーツ振興課長

地区内の話し合いの中で、降りられたり勇退されたりということです。

○堀内委員

委嘱の際に8名欠席されたということは、実際に体調が優れない方等もいらっしゃったのではと推測されますが、この8名の方々からも十分推進委員として活動できると返事をいただいているわけですね。

○スポーツ振興課長

推進委員の方々には、地区内で他の活動をされていたり仕事を持ってらっしゃる方もいるので、今回は8名の方が欠席だったということです。

○委員長

皆さん、本当に経験と実績のある方々で、スポーツ振興にご活躍いただきたいと思います。他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは報告第9号は報告通り承認します。

次に、報告第10号「都城市の指定管理施設における事業報告書の提出期日の整理に関する条例について」、報告第11号「平成24年度都城市よか・余暇・楽習ネットワーク事業費補助金交付要項の制定について」、報告第12号「臨時代理した業務の報告及び承認について（放課後子ども教室コーディネーター及び安全管理員の委嘱について）」及び報告第13号「臨時代理した業務の報告及び承認について（都城市特別職に属する非常勤嘱託職員の任命について）」を審議します。

説明をお願いします。

※生涯学習課長より説明

○委員長

質問等はありませんか。

○瓦田委員

安全管理員はどういう役割を担っているのですか。

○生涯学習課長

コーディネーターの方は放課後子ども教室全体の企画をされており、安全管理員は子どもたちと一緒に遊んだりして現場で実際に面倒を見ていただいております。

○堀内委員

社会教育指導員と青少年ホーム指導員の違いを教えてください。

○生涯学習課長

社会教育指導員については、生涯学習課に3名と広原・梅北教育集会所及び各総合支所に各1名います。社会教育全般、民主団体等の指導育成をされております。広原・梅北教育集会所の指導員は、社会教育、人権・同和関係の指導、高齢者学級の指導をされており、総合支所の指導員は高齢者学級の指導が主になっております。また、勤労青少年ホーム指導員は39歳までの独身男女の学習の場、交流の場を作るためのクラブ活動・文化活動・スポーツ活動をバックアップしていく指導を行っています。

○委員長

その他ご意見等はありませんか。

○堀内委員

報告第10号に関してですが、事業報告書の提出期限を年度終了後90日以内を30日以内にするというのならわかるが、30日を90日にするというのは理解できません。事業が終わってから3カ月後というのは長すぎると思うが、30日が90日になった背景を教えてください。

○生涯学習課長

指定管理施設については、全て市長部局の行政改革課で取りまとめて条例が作られています。コミュニティセンターも指定管理施設の一つです。指定管理が終了した後に、5月の会計報告を待って全て処理をするという形で全市内の市長部局・教育委員会の指定管理施設全て統一されております。

○瓦田委員

90日に延ばしたということは、いろいろな手順を踏めば遅くなるということですか。

○堀内委員

民間の会社だと終了した事業について2、3日後に提出しないといけません。決算上の都合があっても、30日が妥当だと思うんですが、30日以上にする理由が何かあるのかなと思ったものですからお尋ねしました。

○教育総務課長

事業は毎年度4月にスタートし、翌年3月に終了しますが、理事会に諮り総会で承認を得ると

なると、5月の中旬くらいまでかかるということです。

○委員長

その他に何かありませんか。

○島津委員

報告第12号に関してお尋ねします。姫城、妻ヶ丘、横市、その他いくつかの放課後子ども教室があると理解していますが、その他の地区からのニーズはないのですか。

○生涯学習課長

地区としては姫城、上長飯、横市、祝吉が地区指定されており、学校としては西岳、高崎があります。この事業は文部科学省の事業であり、特に人数等の制限はありませんが、福祉部所管の放課後児童クラブについては10名以上という要件があります。要望はあるが、10名以上という要件がそろわないケースもありますので、放課後児童クラブと放課後子ども教室で相互補完しながら行っています。特に西岳、高崎については、条件的に放課後児童クラブの設置が出来ないという状況ですので放課後子ども教室を設置しており、相互補完をしながら現在は4地区6小学校で実施している状況です

○教育総務課主幹

報告第10号の30日から90日になった理由ですが、指定管理者がその団体の総会で決算の承認を受けて、それからでないと事業報告ができないという状況があります。だいたい総会が5月頃に開催され、それをもって報告するというものです。各指定管理者の総会時期等の状況を行政改革で調べまして、その実態に合わせて期日を90日に定めたということです。

○委員長

報告第13号についてですが、社会教育指導員の先生方の専門分野は決まっているのか。

○生涯学習課長

生涯学習、社会教育、公民館活動を含めて平成23年度は3名おりました。それぞれ壮年教育、学社融合や家庭教育学級、市民大学、社教連等を分担していただきながら、課の体制の中でご活躍いただいております。毎年交替をしていただきながら、3年間で一回りという体制をとっています。

○委員長

その他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは報告第10号、報告第11号、報告第12号及び報告第13号は報告通り承認します。

次に、報告第14号「臨時代理した業務の報告及び承認について（都城市スクールバス管理規程の一部を改正する訓令の制定について）」を審議します。

※高城教育課長より説明

○委員長

何かありませんか。

(意見なし)

○委員長

それでは報告第14号は報告通り承認します。

12 その他

○次回5月定例教育委員会日程について

日時 平成24年5月11日（金）13時30分から

会場 五十市地区公民館

以上で、4月定例会教育委員会を終了します。